

平成23年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年3月4日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成23年3月4日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について
 - 議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第10号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について
 - 議案第11号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第12号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第13号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第14号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について
 - 議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
 - 議案第20号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
 - 議案第21号 工事請負契約の一部変更について
 - 発議第1号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
 - 議案第22号 工事請負契約の締結について
 - 請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書（継続審査分）

議事日程第1号

平成23年3月4日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 御嵩町議会の自主解散を求める要望書

(2) 無水道地域解消対策特別委員会調査報告書

(3) 現金出納検査結果報告（平成22年10月分～平成23年1月分）

町長報告 1件

報告第1号 公的資金補償金免除繰上償還に係る行政の簡素化等に関する計画
について

日程第5 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第6 議案の上程及び提案理由の説明 20件

議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について

議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第10号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第11号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて

議案第12号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に
ついて

議案第13号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について

- 議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 議案第16号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 工事請負契約の一部変更について
- 発議第1号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案の審議及び採決 2件

- 議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第21号 工事請負契約の一部変更について

出席議員 (11名)

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	

欠席議員 (なし)

欠員 (1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一

教育担当参事	渡 辺 義 弘	まちづくり 担 当 参 事	堀 智 考
総 務 課 長	田 中 康 文	企 画 課 長	鍵 谷 昌 孝
まちづくり課長	奥 村 悟	税 務 課 長	日比野 優
住民環境課長	伊佐治 徳 保	保 険 長 寿 課 長	山 田 徹
福 祉 課 長	若 尾 要 司	農 林 課 長	安 藤 信 治
上下水道課長	伊左次 一 郎	建 設 課 長	吉 田 隆 博
会 計 管 理 者	藤 木 伸 治	学 校 教 育 課 長	田 中 秀 典
生涯学習課長	玉 木 幸 治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐久間 英 明	議 会 事 務 局 書 記	加 藤 暢 彦
--------	---------	------------------	---------

開会の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。よって、平成23年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、これより開会をいたします。

なお、携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードもしくは電源を切っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、広報紙などによるため、議会事務局職員による写真撮影を許します。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 伊崎公介君、2番 安藤博通君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月18日の議会運営委員会において、本日より3月18日までの15日間と決めさせていただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より18日までの15日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

町長の施政方針の発表

議長（鈴木元八君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

ここ数日、寒くなりまして、気温の方も身が引き締まるようなそんな寒さがありますが、三寒四温とも言いますので、これから春に向かって暖かくなっていくかと思えます。

それでは、私の施政方針を述べさせていただきます。

施政方針演説をするに当たり、冒頭にニュージーランドクライストチャーチで被災された日本人のみならず、すべての方々に心からのお見舞いを申し上げますとともに、奇跡を信じ、すべての作業が一日も早く終了することを心からお祈り申し上げたいと思えます。

また、中東での民主化運動では、多数の死者が出ている状況に心を痛めております。これ以上の血が流れないように祈りつつ、中国、北朝鮮両国国民の動向にも注視してまいりたいと考えております。

目を国内に転じてみますと、既成政党への信頼感が失われ、地域政党の派生と、勢力拡大が日々報道されております。御嵩町では、既に平成7年4月の町長選、7月の町議選、そして平成9年6月の住民投票で、今起きている風、現象は経験済みと言えます。私が今後注目してまいるのは、地域政党がどのように小異を捨てて大同につくのか、またつけるであろうかという点であります。経験済みの御嵩町民にとって、いま一度、民主主義における多数決の意味、民主主義の手間暇の意味を考える絶好の機会と前向きにとらえていきたいと考えております。

4月26日、任期満了を迎える私の4年間について述べておきます。

私の町長としての4年間は、いわばみずから持論に挑戦した4年間と言えます。私の持論とは、首長を目指す者は、むしろ議員の経験はない方がよいとするものです。1年、2年の経験はまだしも、長期にわたって議員職を務めてからの転身は、想像以上に苦しい部分があります。経験という加の部分、イメージという減の部分の相殺したとしても、苦しい部分の方が多く残ります。議員生活というものは、1枚ずつボールをはがされ傷を負うということです。首長なる者は、少しばかりボールに包まれている部分があった方が緊張感につながると考えておりました。

私が当選後、即人事異動を行ったのも、その緊張感の喚起にほかなりません。そのような意味では、当時の梅田副町長を初め、職員には感謝するばかりであります。

住民運動の先鞭の立場から申し述べます。

本来は、これを懸念と表現すべきでしょうが、あえて興味を持って見させていただいたと表現します。それは、「柳川喜郎」という大きなたがが外れたとき、人はどのような動きを始めるかということです。おおむね想像どおりのドラマを見させていただいたと思っております。

私は20年前、この町に危機感を持ち行動を起こしたとき、また16年前、柳川町政を仲間とともに誕生させることのできたときと、その思いに矛盾を生じさせることなく今日を迎えていると自負しております。私が一町民、一議員、一町長として取り組んできたのは、町の体質改善です。地方政治の体質、地方行政の体質、民意の体質、地域の体質を根本から改善することです。柳川前町長も私もそのツールにすぎません。町をなすのは町民であるとの考えに、今でも全くぶれは生じさせてはおりません。私の4年間は、積み残されていた問題を一つずつ丁寧に解決に導き、新たなスタートを切る準備をすることを強く意識することと覚悟したとおりの4年間であったと振り返っております。

最近国政では、結果的に軽んじられた感が否めないマニフェストではありますが、私のマニフェストのその達成率には合格点がつけられる、またいただけるのではないかと考えております。契約は、相手の合意がなければ破棄はできません。奇をてらうことなく、根拠に基づいたマニフェストを次の選挙でもお示しする予定ですので、よろしくお願いいたします。

これも一つの事業と位置づけております県との人事交流について申し上げます。

堀参事においては、当初2年の約束での派遣でありましたが、予定を1年延長し、3年の長きにわたり活躍していただきました。パイプ役との表現は、従来財源確保と同義語で使われてきましたが、私の望んだ本来の目的である県との情報の共有という意味でのパイプ役として、十二分に貢献していただきました。産廃問題、環境モデル都市立候補、名鉄問題、中山道施策、まちづくり全般、そして新たな産廃問題と、数え上げれば限りがありません。それ以上に、特に若手職員に与えたインパクトは、町行政の体質改善に大きな力を添えていただきました。

昨年末、幹部職員との協議の結果、堀参事の貢献の評価は高く、次年度からも交流を継続すべきとの結論を得、県に対し、このたび財政と企画を担当する参事の派遣をお願いしたところであります。同時に本町若手職員も派遣し、県職員との人脈の構築に努めさせる予定です。派遣継続が堀参事への最大の評価であり、お礼の言葉であると確信しております。

前沢地区における産業廃棄物処理施設設置計画について、去る1月11日に地元の前沢及び津橋自治会から、町に対して計画の阻止について要望書が提出され、同時に議会に対しても請願書が提出されました。町長として、まずは地元の方々が明確な意思を示されたことは、極めて重く受けとめるとともに、議会の皆様がどのような考え方を示されるのか注目をしております。

この案件につきましては、現在、環境審議会において答申に向けた活発な議論がなされていると聞いております。審議会の委員の皆様には大変困難な案件であろうかと思いますが、慎重に御審議いただいた上で答申をいただくことを期待しております。

私は、近いうちに行政の長の立場としての行動を起こしたいと考えております。私は、今回の計画が十分に完成されたものであるとはどうしても考えられません。私自身の疑問点や懸念

材料を解消するために、計画業者に対して公開質問状を提出しようと考えております。この質問の一つ一つに対して納得できる回答が得られなければ、町長としてこの施設設置について適切なものであるとの判断はとてできないことでもあります。一度施設が設置されれば、長期間にわたっての稼働が予測され、さらに万一この業者の事業が立ち行かなくなり、施設がそこに廃墟として残されるようなことがあった場合には、行政が撤去することも想定しなければなりません。この件に関しては、あらゆるケースを考えながら対応を判断していきたいと考えておりますので、議会の皆様におかれましても、今回の請願について速・巧なる御審議をお願いしたいと思っております。

今回、議会に提案させていただきます平成23年度予算案の審議に当たり、政策の重立った内容について所信を申し上げますとともに、基本的な考え方について御説明させていただきます。

日本経済は、リーマンショック後の経済危機を克服したものの、失業率が若年層を中心に依然として高水準で推移するなど厳しい状況にあります。加えて、デフレ傾向が継続しており、円高、世界経済の動向等、景気の下押しリスクについても動向を注目していく必要があります。

また、少子・高齢化、生産年齢人口の減少が進んでおります。さらに、国の財政は厳しさを増しており、国債発行に過度に依存した財政運営はもはや困難な状況にあります。こうした難局を乗り越えるため、政治主導による改革が国民から求められておりますが、現在の民主党政権は極めて不安定で、国民生活の基礎である国の平成23年度予算案は3月1日未明に開かれた衆議院本会議で可決され、年度内に成立することが確実となったものの、関連法案の成立については、野党の反対から成立が厳しい状況であるため、今後の展開を注視しているところであります。

こうした国の状況に影響を受けながらも、町としては限りある財源を有効に活用し、生きたお金の使い方を模索し、有効な政策の実行を進める必要があります。一方で、財政健全化の視点を持ち将来の負担を軽減するためにも、過度の起債の発行は慎み、むしろ総額の減少に努めねばなりません。

さて、平成23年度は町長選挙が実施されます。本来、予算はその年度のすべての歳入、歳出で編成されるものでありますが、町長選挙が行われる年度は、政策的な事業の実行判断が困難であります。このため、義務的経費や継続的事业を中心に予算計上し、政策的な新規事業は極力計上せず、いわゆる骨格予算として予算編成を行いました。

一般会計予算額は63億3,600万円であり、骨格予算ではありますが、対前年度比0.5%の増となりました。なお、特別会計・企業会計と合わせた総額は111億930万円で、対前年度比2.1%の減となっております。

一般会計歳入につきまして申し上げます。

個人町民税については、雇用状況や個人所得に改善が見られず低迷が続いているものの、法人町民税は増額に転じ、町税全体では0.4%増の23億7,626万円と見込んでおります。

地方交付税は、国の普通交付税総額の増加の影響により11.7%増の11億6,700万円となっています。そのほか、地方消費税交付金や自動車取得税交付金、ゴルフ場利用税交付金などの交付金関係が軒並み減少しております。

歳入予算の大きな増減の要因を申し上げます。

昨年発生した特定鉱害復旧の事業費負担金が363.2%増の2億1,770万円、昨年度の予算額を大きく膨らませた要因であった国民健康保険特別会計繰入金が2億2,138万4,000円の全額減、都市計画道路大泥・茶園原線道路改良工事施工に伴う交付金が407.9%増の3,840万円となっております。

町債につきましては、町税等の収入が依然として低水準にある中で、歳出・歳入両面において最大限の努力を行った結果、臨時財政対策債は前年度と同額の3億5,000万円を計上し、その他の起債発行額を最小限に抑えたものの、0.5%とわずかに増額である4億5,310万円となりました。その結果、平成23年度末の起債現在高見込み額が44億3,798万8,000円で、今年度末の見込み額より66万1,000円とわずかの減少にとどまっておりますが、起債残高の内容は大きく変化しております。私の4年間で、借金である一般会計の地方債残高を5億5,200万円、下水道の地方債残高を3億4,500万円の減額、貯金である基金残高は実質1億4,400万円の増額、債務であった土地開発公社の土地を1億400万円買い戻して実質的な負債の将来負担は11億4,500万円を減少させています。既に決定していたぼっぼかんを建設した上での数字であり、今後もこれまで増加の一途をたどっていた地方債総額の減額には4年間で確立した減額シミュレーションを堅持することが肝要と考えております。

続きまして、一般会計歳出につきまして申し上げます。

平成23年度の重要施策として、7・15災害を教訓とした防災対策、昨年10月に発生した大規模陥没の鉱害復旧、無水道地域対策、名鉄広見線対策などが上げられます。また、福祉・環境・土木・教育といった点にも重点的に配慮したものであります。

歳出予算の大きな増減の要因を申し上げます。

歳入で申し上げた国民健康保険特別会計繰りかえ運用分である減債基金積立金が2億2,138万4,000円の減、子宮頸がんワクチン、インフルエンザヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種事業費などで2,562万6,000円、都市計画道路大泥・茶園原線道路改良工事費として8,635万円を計上しております。

それでは、平成23年度の重立った施策・事業について、予算計上額も示しながら御説明いたします。

御嵩町は、豊かな自然に恵まれている一方で、町内の多くを山地、丘陵地が占め、所によっては急峻な地形と脆弱な地質を有し、台風や豪雨等による災害にいつ見舞われてもおかしくない自然条件下に置かれております。昨年7月15日にはおそれていたことが現実となり、大雨によるがけ崩れ等の土砂災害が町内各地で過去にない規模で発生しました。町内には、溪流の出口や斜面付近の土地等、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に住宅地が立地している箇所が多くあります。そこに高齢者、障害者、乳幼児等、災害時要援護者の方々がお住まいである場合があります。

こういった状況を踏まえ、町民の生命及び身体を保護するためには、警戒避難体制の整備を図ることが急務であります。町では、既に町内4地区における地元説明会を実施し、土砂災害警戒区域116ヵ所、土砂災害特別警戒区域107ヵ所について、土砂災害防止法に基づく県の指定が間もなく実施される予定であります。この指定を受けることにより、町内の危険箇所を明確にし、土砂災害に関する情報の伝達方法など避難をする上で必要な事項を町民の皆様へ周知させていただき、ハザードマップを作成するため、新規事業として433万7,000円を計上しております。こうして作成したハザードマップは、土砂災害警戒区域における土砂災害の発生原因となる急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりなどを表示した図面に、1. 土砂災害に関する情報の伝達方法、2. 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、3. その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項が記載されたもので、緊急時における情報源として役立つものと考えております。

このハザードマップは、警戒区域の指定を受けた自治会内へ各戸配布し周知を図るとともに、町のホームページにて広く公表し、町民の皆様へ知っていただくことで、住んでいる地域の土砂災害の可能性についての理解を深め、避難勧告、避難指示発令時における適切な避難場所、避難経路の確認に活用できるものであります。

さらに、可児川の状況を監視するカメラの設置工事費として313万4,000円を計上し、増水時にリアルタイムで状況を確認することで、災害時の重要な情報として活用したいと考えております。

7・15災害の対応につきましては、私が町長の責任において陣頭指揮をとったわけではありますが、災害発生時に災害対策本部長となる町長のマネジメント力の重要性について改めて実感いたしました。そこで、去る2月2日に岐阜県主催の風水害トップマネジメントセミナーを受講し、その中で、7・15災害の検証や、災害の状況把握と今後の予測、対応方針の決定、避難勧告、避難指示の発令方法などについて、県内の首長の方々とグループ討議を交えることにより深く考える場を設けていただきました。万一災害が発生した際には、今後はこの体験を生かし、適切な判断のもとに災害対策を実施したいと考えております。

災害が起きた時、自治体のできることにどうしても限界があります。そのときにまず力を発揮していただくのは、被災現場にいる地域の方々です。過去の対応を見ても、組織が充実している地域では、いざというときに地域のリーダーの適切な指示や地域住民の適切な防災行動により被害を減少させています。それには、ハザードマップの活用や災害に備えて防災訓練を実施するなど、ふだんから自主的に予防活動に取り組むことも大変重要であります。地域の方々と協力しながら、地域の防災力をさらに向上するよう努力していこうと考えております。

昨年10月20日に発生した顔戸地区の大規模陥没は、御嵩町には、地下に垂炭の採掘による空洞が存在する限り陥没のリスクが存在し続けるということ、強烈なメッセージとして思い知らされました。このいわば人災により、被災者の方々は教員住宅を避難場所として正月を迎えられ、現在も不自由な生活を送っておられます。

町としましては、一刻も早く復旧工事を実施するよう、県と最終的な詰めを行っている段階であります。復旧工事実施に際しては最も有効かつ経済的な工法を採用し、復旧事業費全体で2億470万円を計上しております。

前回の定例会において、私は特定鉱害復旧事業制度に対する現状の問題点を指摘しながら、要望に取り組む方針などについて申し上げさせていただきました。今後も制度の不備に対し要望活動を継続していくことはもちろんであります。今回の復旧事業費が高額であることから、現在の基金総額である約5億円が大幅に目減りする現実に対しても目を向ける必要があります。

この基金は、鉱害という負の遺産を背負ったまじ御嵩町の町民の皆様にとって、唯一のよすがとも言うべきものであり、基金の枯渇はいよいよ切実な問題として真剣な議論をする必要に迫られたと言えます。この基金は御嵩町だけのものでなく、岐阜県内の鉱害問題を抱える3市にとっても当然重要な問題であろうと考えております。今後はその3市と思いを共有し、ともにスクラムを組み、十分な基金額の確保のため、関係方面に対しさらに強力な要望活動を実施したいと思っております。

今までの鉱害対策は、復旧事業を中心とした取り組みでありました。今回の被害は、国や県に対しても強烈なインパクトを与えた印象があり、今回の被害の復旧だけでなく、鉱害復旧の制度の改善に対して、わずかではありますが扉が開かれてきたと感じております。町としても、これを契機として今後町職員でプロジェクトチームを組み、さまざまな角度から鉱害対策についての戦略を考えていく組織展開をしていきたいと思っております。

無水道地域の対策について、現在の事業の進捗状況を申し上げます。

平成10年に、御嵩町無水道地域対策基金条例が制定されて以来、平成22年度まで、無水道地域の解消に向けた事業の推進を図るための財源に充てるため、毎年基金の積み立てを行ってまいりました。以来10年以上の紆余曲折があったわけですが、昨年の第3回定例会において、給

水区域拡張に伴う御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議決していただき、その後2月8日に事業の認可取得ができ、今年度においてようやく無水道地域の方々が待ち望んだ事業実施にたどり着くことができました。

今後の実施計画は、対象地域全体を4工区に分け、平成23年度から平成29年度までの7年間の事業完了を目指しております。平成23年度の事業としては、平成24年の本着工に向けた実施設計委託業務や国庫補助金の要望等を実施する予定であります。一般会計より、設計業務委託に対し一般会計出資債として1,300万円、無水道対策基金から1,040万円を出資金として計上しております。事業実施に際しては、事業総額を抑えるためにできる限り経済的な工法を採用し、水道を待ちわびている方々のため一刻も早く給水を実施するよう、事業に全力で取り組んでまいります。

名鉄広見線対策については、名鉄広見線活性化計画の中で、平成22年度から平成24年度までの3年間、御嵩町と可児市で毎年合わせて1億円の運行支援を行うことが決定されており、御嵩町はそのうちの7,000万円を運営費補助金として予算計上しております。

名鉄広見線活性化協議会では、この3年間に利用者が年間111万1,000人となるよう目標を掲げ、昨年4月からさまざまな利用促進の活動を実施しておりますが、ここでその取り組みについて御説明申し上げます。

まずは、昨年5月から発行している名鉄広見線活性化ニュースであります。これは、利用促進の啓発のため、イベント情報や団体利用による運行費補助、協賛店での割引など利用促進につながる情報を掲載した月刊誌として、町内全戸と可児市の広見線沿線地区に配布しております。

成果を上げた具体的な促進事業としましては、沿線の保育園、小・中学校が実施する遠足などの活動に利用していただく働きかけを行ったことがあります。この2月には向陽中学校の合唱発表会を可児市文化創造センター a 1 a にて開催する際、全校生徒と引率の先生約320名が利用するケースがありました。さらに昨年9月から通学や通勤の定期券利用者の増加を図るため、定期券モニター制度を開始しております。

こうした取り組みにより、今まで減少し続けていた利用者数の変化が徐々にあらわれてきました。昨年4月から12月までの9ヵ月間では、対前年比で定期券利用者では約2,000人、定期券利用者以外では約6,700人の増加となっております。しかしながら、利用者の約55%を占める高校生などの通学定期券利用者を増加させる有効な活性化策が9月からとおくれ、全体の利用者数の減少は食いとめられなかったものの、減少数は約9,200人であり、9月以降に通学定期券利用者数が持ち直した結果、利用者の減少幅は大幅に縮小されました。名鉄広見線は単なる交通手段の一つであるだけでなく、教育面や福祉面からも存在価値は大きなものがあります。

もし廃線となれば代行バスの運行となりますが、鉄道と比較した定時性及び輸送能力の差から、遅延や乗客積み残しによる学校や職場への遅刻が懸念されます。さらに、代行バスの不便さに不満を持つ方や学生を学校まで送迎する保護者の自家用車によって並行する国道の渋滞が予想され、また通学が不便になることによる町内の高校への入学者が減少するという教育現場への影響も心配されます。

こういった御嵩町の将来にわたる大きな役割を考慮し、年間7,000万円の運行費補助金を3年間継続いたすこととしております。町としては、町民の皆様の意識を昔からの鉄道が残ってくればという情緒的なものから、鉄道存続の本質的な意味を御理解いただいた上で、自分たちの大切な鉄道を乗って残すという意識に変化させていただくよう、積極的な働きかけをしていこうと考えております。

この名鉄広見線の存続問題は、行政による利用促進策の展開だけでなく、議会や住民の皆様意識と行動が非常に重要であります。よろしくお願ひしたいと思います。

新聞報道によりますと、東濃5市に予定されているリニア中央新幹線の間中間駅についての発表が今年中に行われるそうであります。この中間駅の予定場所によっては、御嵩駅が中濃地域からのアクセスポイントとして注目され、単なる終点の駅としての位置づけでなくなる可能性がありますので、名鉄がどのような考え方を示されるか注視していきたいと考えております。

以上、23年度の町政運営の基本方針とともに、予算並びに関連諸議案の概要について御説明を申し上げます。政策の実現には、予算だけでなく、職員個人が専門性を発揮しながら、視野を広げるより一層の意識改革や行動改革が必要であります。私みずからも、さらに職員に対してもそれを求めながら、任期はあとわずかではありますが町政運営に当たりたいと思います。

また、こしは議員選挙の年でもあります。町民の皆様から思いを託された議員の皆様、さらに地域を支える町民の皆様方とともに議論を重ね、御嵩の将来を築いていけるよう願っております。

これらの点について御理解御協力のほどをよろしく申し上げ、私の施政方針とさせていただくものであります。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、平成23年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の予算に関する議案6件、平成22年度一般会計及び特別会計補正予算に関する議案5件、条例制定1件、条例の一部改正5件、その他1件、報告1件、選挙1件の都合21件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

長時間にわたり御清聴いただきまして、まことにありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木元八君）

ただいま発表がありました施政方針に対し質問のある方は、7日月曜日の午後5時までに通告書により事務局まで提出いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

諸般の報告

議長（鈴木元八君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

まず、御嵩町議会の自主解散を求める要望書が、去る2月14日に住民有志の会から提出がありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、添付されている署名簿については省略をさせていただきます。

議会の皆さん方には、この件について御協議いただきまして、本当に御苦労さんでございました。

次に、無水道地域解消対策特別委員会調査報告書が委員長から提出されました。委員長から報告をいただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 安藤博通君。

無水道地域解消対策特別委員会委員長（安藤博通君）

それでは、無水道地域の解消についての最終報告を報告申し上げたいと、かように思います。

諸般の報告書のつづりの3ページ目からありますので、よろしくお願ひします。朗読しながら、若干注釈を加えていきたいと思ひますので、お願ひします。

平成23年3月4日、御嵩町議会議長 鈴木元八殿、無水道地域解消対策特別委員会委員長 安藤博通。

無水道地域解消対策特別委員会調査報告書。本委員会に託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記1. 調査事件、無水道地域解消に関する事項。県水受水対策及びそれに伴う水道料金問題に関する事項。無水道事業に伴う財政事情に関する事項。

以上について委員会を開き調査・研究いたしましたので、その調査の経過、その他についてこれから申し上げます。

調査の経過、平成22年4月8日から平成23年2月23日の間に12回の特別委員会を開催し、上之郷地区の水道未普及地域解消事業の計画書を対象に、上下水道課、総務課、企画課の職員からの説明及び質疑、現地の踏査・目視、水道経営審議会委員長等を参考人として招聘して説明

を受けることによって調査をいたしました。

なお、調査事件の項目中、県水受水対策及びこれに伴う水道料金問題に関する事項については、無水道地区解消対策事業との関係が薄いため、未調査であります。

調査の概要、安全・安心な生活をする上で必要不可欠な上水道の普及は重要課題であり、上之郷地区水道未普及地域解消事業は、水道インフラの地域間格差の是正のためには必要なものです。当委員会としても、事業を進めていくべきものとの認識の上で、行政側から提示された計画書に沿って調査・研究をいたしました。

調査期間中に水道管理者の希望者の提示がなく、100%加入を前提とした計画書に基づいて調査しましたんですが、加入率に変化が生じており、各種係数に違いが生まれてきています。実際の加入率67.8%をベースにした計画書の作成が求められますと、こういうふうに書いてありますが、具体的に申し上げますと、調査・研究のもとにしました計画書というのは、全戸加入をもとにして調査・研究をして、それに基づいた報告書になっております。いまだ67.8%の計画書というのが提出されておられませんので、それについての調査報告はできないということになっております。ということで、今後は調査の過程で判明としたことについて、別紙に掲げる疑問点等がありますので、これを解明、解消しながら事業を進めていただきたいと、かように思っております。

別紙、その次の4ページからですが、無水道地域解消対策特別委員会調査報告書、別紙ということでありますので、これを読ませていただきます。

調査の過程で判明した疑問点等。

1番、地域との関係で疑問点が出ました。家庭引き込み管である給水管工事において、総距離、総費用等がいまだ定かでない。住民1家庭当たりの100万円の負担をするという計画であるが、給水管工事の主体が町であり、町受託工事の場合、負担金の取り扱いがどういう取り扱いであるかということが明確ではありません。こういう疑問がありますよということについて、行政側の説明は、分担金条例をつくって、これに対応をいたしますと、こういう説明でございます。これについては、まだ分担金条例というのは議会で審議をしていないというのが現状でございます。

2番目に、推計値、推計値というのはいろいろ調査しましたんですが、実は、ここにこれだけの資料が事務局の方にありますので、もしいろんなことを見たいという方がありましたら、これをどうぞ事務局の方に来ていただいて、見ていただきたいと。

この中に、人口減少のシミュレーション等の数値がありますが、これについて異論があります。どういうところに異論があるかということ、平成11年度から平成20年度までの人口減少が、20年度を中心にして物を考えますと、11年度から20年度までに74人の人がお亡くなりになって

おる。それから、計画書によりますと、平成20年度から30年度、同じ10年間で25人の方しか亡くならないという計画書であると。これは、地域性から見てもちよつと不自然じゃないですかという話について、執行部の方の説明は、国立社会保障人口問題研究所の予測値をもとに推計しております。実際の推移と予測値の違いが出てきておるということでございます。

それから、給水量は人口に比例するが、数値に食い違いがあると。平成35年度で人口が減少するが、1人当たりの有収水量が劇的に増加しておるということがあります。これはなぜかと。執行部の説明は、個人使用量は減少するかもしれませんが、法人使用量は一定であります。よって、1人当たりの使用量は増加しますという回答です。これはなるほどということなんですが、ただし、先ほどの67.8%の中には、法人の参加申し込みはされていないという片一方の減少があるということがあります。

それから3番目に、水道事業財政収支計画どおりに経営されれば、内部留保資金の増加と企業債の減少から、工事費の一般会計からの資金負担は不要である。平成21年度に手持ち現金である繰越金が6億5,814万8,000円あり、水道会計で借入れをすべて賄った場合でも、平成30年度までにこれを下回ることなく、これをというの6億5,400万円の基金を下回ることなく、繰越金残高が推移するような計画になっている。これならば、水道会計単独で一般会計の助けをかりることなく工事を実施することができるんじゃないか。また、これまで一般会計から持ち出して赤字補てんをしていたが、なぜこの計画書になると黒字が出てくるのかという問題を提示しましたら、執行部の方は、今までその議論はしていないが、内部留保資金を使って実施するのは少し無理があると、こういう回答でございます。

これは、ここにありますように、水道会計で借入れというのは、多少方策、利息の面で一般会計の助けをかりなきやいかんですが、基本的には、資金のやりくりは水道会計でつきますよという、この計画書からいくとできますよということです。

4番目、今回の計画書では、将来推計は黒字となっておるが、平成20年度の水道料金値下げ時に水道審議会への提示された推計資料では、平成24年までは赤字となっている。同一の提案部署からの資料であるにもかかわらず一致していないと。仮にラスパ御嵩店の効果があるとしても、そのみでは赤字は解消できないはずである。水道審議会では、今回赤字、黒字のどちらにスタンスを置かれたか、審議会は全員賛成で決定されたか、加入戸数は全戸加入を前提として審議されたかと、このようなことを水道審議会の会長さん、副会長さんに来ていただいてこの質問をぶつけましたところ、前回は赤字だということで審議させていただいたけれども、今回は黒字ということで審議をいたしました。それから、審議の前提条件は、全戸加入を条件に答申を出しましたということでございます。

その次に3番、財政負担上の問題ということで、御嵩町会計の実質公債費比率に多大の影響

を及ぼすのではないかという借入金の残高について、これを出しておきましたので、これは11月のときに財政の方から実質公債費比率の回答は得ておりますので、答えは書いてありません。

4番、その他で10億円以上にもなる一大事業としては、効果をもたらすべき周辺を含めた開発ビジョンがこれにはないよと、こういう話をさせていただいたんですが、ないからどうですかということなんですが、執行部の方の説明としては、周辺開発計画はないと。これは再三念を押したんですが、最後までないと。民間資本の進出は歓迎いたしますよと、こういうことでございました。

それからもう一つ、加入率が67.8%になると、B/Cが1を上回るのではないかと。公共事業を実施するためには1以下でなければというのが一つの基準値になっているが、1を上回るのではないかとという心配があると。これをお聞きしましたところ、これを計算したときに、100%加入で計算をしておりますので、そのときのことが、1日最大給水量が215立米を確保するために上之郷地区に必要な最大取水量は、計算上6井となる。各井戸は取水後の水処理が必要となるから、なるべく近い位置に配置することが望ましい。各地区ごとに井戸を設置すると、各地区ごとに水処理施設が必要となり不経済であるということで、この問題は、B/Cを計算するよりほかの方法はないのかと、上水を取り入れることじゃなくて、ほかの水源を求めて、その方法で審査したらどうなんだという話のときに、たまたま経済効果指数というのがありましたんで、そのときは日量の215立米が要りますから、6個の井戸を掘らなきゃならんということで1.幾つありましたんですが、それは67.8になると、1を下回ってくるんじゃないかと。もう少し費用が少なくなってくるんでという、そういうところからの疑問でございます。

先ほども申し上げましたように、詳細については議事録が事務局にありますので見ていただきたいとともに、また私の方へ質問していただければお答えをしていきたいなど、かように思います。

また、今申し上げたことにつきましては、執行部の方から資料を提出していただいたものについて、私どもかいろいろ計算をしたり、いろいろ議論しながら結論を出してきたんですが、決してお互いの資料に出ている数字と委員会の方で言っていること等が、これはこうしなさいよとか、あしなさいよということは申し上げる気はありませんので、お互いに両論併記で、判断をされる場合は、各委員の皆さんの自主性にお任せすると。ただ、こういう数字、こういうことで基本のところは議長の方へ報告を申し上げたいと思っております。

報告は以上でございます。

議長（鈴木元八君）

なお、調査が終了し、詳細にわたっての最終報告がなされました。本当に委員の皆さん、御苦労さんでございました。無水道地域解消対策特別委員会の委員会はこれで終了となりますが、

この関係につきましては、総務建設産業常任委員会等がありますので、この関係につきましては、そうした委員会でも今後引き続き協議をし、新しい調査もしていただきたいと思いますので、重ねてこの場でお願いをしておきます。

次に、現金出納検査結果報告の平成22年10月分から平成23年1月分の報告が議長あてにありましたので、その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

これで議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第1号 公的資金補償金免除繰上償還に係る行政の簡素化等に関する計画について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、報告第1号 公的資金補償金免除繰上償還に係る行政の簡素化等に関する計画について御説明いたします。

赤のインデックス、諸般の報告の1ページをお願いいたします。

地方財政法附則第33条の9第1項の規定に基づき公的資金補償金免除繰上償還に係る行政の簡素化等に関する計画を策定いたしましたので、御報告いたします。

公的資金の補償金免除による繰り上げ償還につきましては、厳しい地方財政の状況にかんがみ、臨時特例措置としまして、地方公共団体向け財政融資の金利5%以上の貸付金の一部について、新たに財政健全化計画等を策定し、徹底した行財政改革、経営改革を実施することを条件に補償金の免除を受けるものであります。

資料つづりの21ページをお願いいたします。

資料に基づき、公的資金補償金免除繰上償還に係る概要を説明いたします。

1の今年度から実施いたします公的資金補償金免除繰上償還の承認基準は、(1)で将来負担比率が92.8%以上であることですが、御嵩町は107.9%で条件を満たしております。

(2)で、財政健全化計画等が行財政改革に相当資するものと認められることとなっています。この規定に基づき、今回報告させていただきます財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画を策定するものであります。また、策定しました計画書については、住民等へ公表することが義務づけられています。

2の繰り上げ償還の借り入れ先等は、年利5%以上の旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金からの借入金の対象となります。

3の繰り上げ償還時期、繰り上げ償還額及び利子につきましては、繰り上げ償還の対象とな

りますのは、一般会計、下水道特別会計及び水道事業会計における借入金で、繰り上げ償還時期は平成22年度から平成24年度までの3年間であります。平成22年度の繰り上げ償還額は、一般会計、下水道特別会計、水道事業会計合わせまして1億3,919万555円であります。償還に伴う利子免除額は3,629万7,843円であります。平成22年度から平成24年度までの3ヵ年の合計償還額は、一般会計、下水道特別会計、水道事業会計合わせまして3億2,952万4,247円、償還に伴う利子免除額は6,796万1,288円あります。

赤のインデックス、諸般の報告の2ページをお願いいたします。

今回報告させていただきます公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画及び公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画であります。3ページから9ページまでが財政健全化計画一般会計分、10ページから20ページまでが下水道特別会計分の経営健全化計画、21ページから31ページまでが水道事業会計分の経営健全化計画となっております。

財政健全化計画等の内容ですが、公的資金補償金免除を受けるために、各計画において行政改革を行い、経費削減に努めることが求められています。このため、財政健全化計画等において実施する行政改革に関する施策や施策の実施に伴う行財政改革推進効果が定められています。なお、各財政健全化計画等は、財務大臣の承認を得ております。内容につきましてはお目直しをお願いいたします。

また、財政健全化計画等については、町広報紙及びホームページで公表してまいります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

以上で町長報告を終わります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（鈴木元八君）

日程第5、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

現在、渡辺町長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員ですが、その町長の任期がこの4月26日で満了になることに伴い、広域連合議会議員の職務を失職となるため、当町の新たな代表の議員を選出するため、地方自治法第291条の5第1項及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思ひます。これに異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に副町長 竹内正康君を指名したいと思ひます。

お諮りします。ただいま議長が指名しました副町長 竹内正康君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名いたしました副町長 竹内正康君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました副町長 竹内正康君が議場におられます。御嵩町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

承諾について、竹内正康副町長、いかがされますか。

竹内正康君。

副町長（竹内正康君）

ただいま告知を受けました岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選を承諾いたします。

議長（鈴木元八君）

ありがとうございました。

それでは、指名どおり竹内副町長にお願いすることに決定をさせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第6、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第3号から議案第21号までと発議第1号の20件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思ひます。これに異議ございせんか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

今、議員諸氏からお話がありまして、途中でございりますが、今申し上げました第3号から第21号での前に暫時休憩との声がかかりましたので、議長といたしまして、その配慮をしたいと思います。

暫時休憩に入りますが、10時20分まで約10分間、暫時休憩に入りますので、よろしくお願ひします。

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

日程第6、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第3号から議案第21号までと発議第1号の20件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件20件を一括議題として、提案理由の説明を求めます。

議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

それでは、議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの1ページ、資料つづりも1ページをお願いいたします。

固定資産の評価審査委員は、固定資産の価格に関して納税義務者から不服申し立てがあった場合、その審査に当たることとなっています。定数は地方自治法の規定により3名ですが、この委員のうち、藤井伸一氏が平成23年6月10日で任期満了となります。その後任といたしまして、議案にあります井戸好文さん、昭和28年4月7日生まれ、住所は御嵩町御嵩1114番地7、この方を選任いたしましたので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、任期は平成23年6月11日から3年間です。

資料つづり1ページの履歴書をごらんいただきたいと思います。

年齢は57歳で、岐阜地方法務局に36年間勤められ、現在は司法書士をしておられます。人格・識見とも固定資産評価審査委員会委員にふさわしい方であると思いますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

次に、当初予算を行います。

議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

平成23年度は町長選挙が予定されておりますので、平成23年度当初予算につきましては、新規事業等を極力抑制した骨格予算とさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

なお、当初予算の内容につきましては、先般の議員全員協議会や各委員会協議会におきまして概要や主な事業について説明をさせていただいております。今定例会においてもそれぞれの常任委員会に付託される予定でありますので、あまり重複しないよう予算書と附属書類を中心に説明させていただきます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

一般会計予算であります。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ63億3,600万円と定めるものであります。

第2条の地方債は、第2表で説明させていただきます。

第3条の一時借入金は、最高額を8億円とするものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

第2表 地方債であります。全部で7件、合計で4億5,310万円を予定しております。農林水産業費関係は林道整備事業1件、土木費関係は地方道路等整備事業、県道改良事業負担事業、まちづくり交付金事業の3件、消防費関係は消防防災施設整備事業1件、一般会計出資債であります無水道未普及地域解消事業1件及び臨時財政対策債であります。起債の方法、利率等につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、附属書類で説明いたしますので、別冊の歳入歳出予算附属書類の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計当初予算の歳入の方から、大きなものや増減の要因となったものを中心に説明いたします。

歳入ですが、1の町税は、個人所得の減、景気の持ち直しなどにより1,057万5,000円増の23億7,626万円を見込みました。

4の配当割交付金から8の自動車取得税交付金までは、消費の低迷により減額となっております。

10の地方交付税は、普通交付税の国の予算額増額に伴い1億2,200万円増額の11億6,700万円を見込んでいます。

12の分担金及び負担金は、顔戸・比衣地区の特定鉦害復旧事業費負担金の増などにより1億6,833万円増額の3億1,907万1,000円となっております。

14の国庫支出金は、子ども手当負担金及びまちづくり交付金などにより4,322万円増の5億5,715万5,000円であります。

18の繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金及び財政調整基金繰入金などにより2億9,084万3,000円減額の7,175万円であります。

21の町債は、前年より230万円増額の4億5,310万円を予定しております。このうち臨時財政対策債は、前年度と同額の3億5,000万円を見込んでいます。

次に5ページの歳出であります。1の議会費9,514万7,000円は、平成23年6月1日に実施される議員年金制度の廃止に伴う議員共済会負担金の増額により1,881万4,000円の増額となっております。

2の総務費は9億3,778万6,000円で、前年に比べ3億775万7,000円の減額ですが、これは本庁舎空調設備事業費の減額、誘致企業奨励金の減少、国民健康保険特別会計繰りかえ運用分の減額などによるものであります。新規事業としましては、上之郷地区ケーブルテレビ敷設保守業務405万8,000円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用し、財産台帳の整理として751万8,000円、6月12日に執行を予定しています町長、町議会議員選挙費1,244万4,000円、権限移譲に伴う旅費の交付に係る事務費140万7,000円などであります。

3の民生費19億6,700万1,000円は、子ども手当や障害者自立支援介護等扶助費及び重度心身障害者福祉医療費助成金などの扶助費の伸び、上之郷保育園工事管理委託料などにより1億290万3,000円の増額となっております。新規事業としましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の活用による高齢者実態把握事業166万2,000円、40歳から64歳の一般成人を対象とした筋力トレーニング事業179万5,000円、上之郷保育園耐震補強工事施工管理費1,100万円、介護保険等事業計画策定費203万7,000円などであります。

4の衛生費6億1,249万5,000円は、子宮頸がん等ワクチン助成事業、無水道地域対策基金積立金の増額、可茂衛生施設利用組合負担金、一般廃棄物最終処分場終了工事などの減額により921万8,000円の増額となっております。新規事業としましては、子宮頸がん等ワクチン助成事業2,562万6,000円、環境基本計画改定事業297万6,000円、無水道地域対策基金積立金1,000万円などあります。

5の労働費426万2,000円は、ふるさと雇用再生事業の科目変更に伴い1,330万7,000円の減額となっております。新規事業としましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の活用による中山道等環境整備事業128万8,000円などあります。

6の農林水産業費1億6,813万2,000円は、土地改良施設維持管理適正化事業及び可児川防災ため池組合負担金の減額、撫尾新地区県営ため池等整備事業負担金の増額などにより1,091万8,000円の減額となっております。新規事業としましては、老朽ため池の改修事業負担金撫尾新

地区1,050万円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の活用による里山再生復活委託事業544万3,000円などであります。

7の商工費3,646万4,000円は、御嵩町産業祭補助金の増額、みたけの森祭り協賛補助金の減額などにより14万5,000円の増額となっています。

8の土木費8億5,198万6,000円は、社会資本整備事業交付金による町道整備事業や街路整備事業であります大泥・茶田原線道路改良工事業、長期債の繰り上げ償還に係る下水道特別会計繰出金の増額などにより3,937万6,000円の増額となっています。新規事業としましては、土砂災害ハザードマップ作成費433万7,000円、橋梁点検事業159万6,000円、建築物耐震診断補助金100万円などあります。

9の消防費2億8,818万6,000円は、第1分団消防ポンプ自動車の更新及び可茂消防事務組合負担金の増額に伴い2,436万2,000円の増額となっています。新規事業としましては、7・15豪雨災害を教訓として、防災用監視カメラ設置事業費313万4,000円を予定しております。

10の教育費5億6,588万5,000円は、小・中学校及び中山道みたけ館の図書購入費を平成22年度地域活性化・光をそそぐ交付金事業として、平成23年度3月補正で計上したこと、共和中学校特別分担金の減額などにより1,440万3,000円の減額となっています。新規事業としましては、中公民館及び御嵩公民館の改築設計委託費289万円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の活用による郷土館資料保存整理事業204万8,000円などあります。

11の災害復旧費の2億4,934万1,000円は、顔戸・比衣地区等鉱害復旧事業費2億1,770万円及び林道災害復旧工事費1,000万円、道路橋梁災害復旧工事費460万円、河川災害復旧工事費300万円など1億8,659万8,000円の増額となっています。

12の公債費5億1,790万円は、公債費の減額に伴い、元金及び利子の償還額が2,543万1,000円の減額となっています。

13の諸支出金3,641万5,000円は、国庫補助金事業として実施されます水道未普及地域解消事業の詳細設計に係る一般会計出資金など上水道事業会計補助金2,340万円などにより2,140万円の増額となっています。

14の予備費につきましては、前年度と同額を計上しております。

4ページをお願いいたします。

4ページは、歳出予算を科目別・性質別にあらわした表であります。この表につきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページは、歳出予算の財源内訳表であります。科目ごとの歳出総額に対する財源が何かを示したものです。これもお目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。6ページから9ページまでは人件費等の明細表です。備考欄

には報酬、賃金の内容が載せてありますので、これもお目通しをお願いいたします。

次に、10ページをお願いいたします。当初予算の規模の推移表であります。過去10年間の予算規模と対前年度比の調査表です。これもお目通しをお願いいたします。

11ページは、実質公債費比率の推移（見込み）表であります。23年度の下から4段目の下水道事業を含む収入に占める借入金返済額の比率を示す実質公債費比率は12.5%で、前年度比0.7ポイントの減少見込みであります。下から2段目の起債年度末残高は44億3,798万8,000円となっています。

次のページからは事業別予算説明書及び主要施策の概要であります。各課・係別に事業別予算の概要及び主要施策の概要が載せてありますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、予算書の方に戻っていただきたいと思っております。予算書の108ページをお願いいたします。

このページから113ページまでは給与費関係の明細が載せてあります。詳細は省かせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

114ページをお願いいたします。114ページは、今までに債務負担行為を設定したもので、平成22年度末までの支出見込み額と平成23年度以降の支出予定額を示した調書であります。後ほどお目通しをお願いいたします。

115ページは、地方債の年度末見込みをこの12月末時点であらわしたものであります。

以上で、平成23年度一般会計予算の説明を終わります。内容を精査の上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第5号、第6号、第7号について御説明いたします。なお、3件とも概略部分の主な項目を説明しますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算から説明いたします。

予算書に基づきまして、予算書の117ページをお願いいたします。

平成23年度御嵩町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,400万円と定めるものです。これは前年度当初予算に比べ約8%、1億7,000万の減額となります。この減額の原因としま

しては、歳出において保険給付費の増額が見込まれるものの、歳入においては国民健康保険税収入の低下、そして前期高齢者交付金の平成20年度分の大きな精算がこの平成22年度に終了しましたことによるものです。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたします。123ページから124ページにかけて総括表がありますが、説明は款ごとに125ページ以降で行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

まず歳入ですが、款01の国民健康保険税につきましては5億2,209万4,000円で、全体の26.6%を占めています。平成20年度に保険税率を改正して4年目となりますが、景気低迷の経済情勢により税収の伸びは期待できませんので、前年度と比べて212万2,000円の減額を見込んでおります。

126ページをお願いいたします。

款03の国庫支出金につきましては、各種の負担金と財政調整交付金を合わせて4億1,422万1,000円で、全体の21.1%を占めています。このうち34%の定率国庫負担であります療養給付費等負担金が3億3,436万9,000円を占めています。

127ページをお願いします。

款04の療養給付費交付金は1億4,047万7,000円で、全体の7.2%を占めています。この交付金は退職者医療に対するもので、該当者60歳から64歳までの増加により3,888万円の増加となっております。

款05の前期高齢者交付金につきましては、20年度からの交付金制度で、該当者65歳から74歳までの医療費に対する支払基金よりの交付金で4億3,640万1,000円を見込み、前々年度、平成21年度分の精算分と合わせまして4億9,427万6,000円で、全体の25.2%となっています。

款06の県支出金につきましては、財政調整交付金や、128ページにあります負担金との合計8,386万8,000円で、前年度より1,094万3,000円の増額となりました。

款07の共同事業交付金につきましては、高額医療費及び保険財政共同安定化事業を合わせて2億907万円を見込み、全体の10.61%を占めています。

129ページをお願いします。

款09の繰入金につきましては、保険基盤安定制度などによる一般会計からの法定繰入金ですが、基金繰入金と合わせて9,288万3,000円となり、前年度と比べて1,914万1,000円の減額となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

131ページは総務費でございます。

132ページ、133ページをお願いいたします。

款02の保険給付費では、一般被保険者、退職被保険者の療養諸費、高額療養費など医療費の増嵩傾向が今後も予想されることから、合計で13億4,512万9,000円と、前年度に比べて5,787万2,000円、約4.5%の増となりましたが、これは過去の実績と今後の動向を精査して見込んだものです。なお、この科目だけで歳出予算全体の68.5%を占めています。

次に、134ページをお願いいたします。

03の後期高齢者支援金については2億3,492万1,000円で、全体の12%を占めていますが、これは後期高齢者に対する支援金で、国保加入者の人数で計算し、支払基金への納付金となります。

款04の前期高齢者納付金については53万7,000円ですが、これも同基金へ納付するものです。135ページにまいります。

款05の老人保健拠出金については2,001万6,000円、款06の介護納付金は8,727万2,000円です。

款07の共同事業拠出金は2億3,234万2,000円となり、前年度と比べて376万5,000円の減額となっています。

136ページをお願いいたします。

款08の保健事業費につきましては、健康診断料助成などの疾病予防費、義務化されて4年目を迎える特定健診、特定保健指導の事業費に2,003万3,000円を計上いたしました。

款10の諸支出金については138ページをごらんください。一般会計からの借入金の返済2億2,138万4,000円がなくなることから、前々年度と同額の147万6,000円となっております。

款11の予備費におきましては203万6,000円で、収支の調整をしております。

なお、歳入歳出予算の附属資料については、83ページから85ページ分が関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、平成23年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の141ページをお願いいたします。

平成23年度御嵩町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,500万円と定めるものです。合計予算額では、前年度に比べ12%、2,200万円の減額となっています。

詳細については事項別明細書以降で説明いたしますので、147ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01の保険料は1億1,746万8,000円で、全体の71.2%を占めております。前年度より1,936万2,000円の減額となっています。75歳以上の被保険者は、特別徴収と普通徴収分を合わせて約2,500人を見込んでいます。

款03の後期高齢者医療広域連合支出金につきましては130万2,000円となり、ぎふ・すこやか健診の受診見込み者280人分の健診委託料を計上しています。

148ページをお願いします。

款04の繰入金につきましては4,263万1,000円で、対前年度332万5,000円の減額となりました。事務費や特定健診費用及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担金です。

149ページの款06の繰越金は350万4,000円を計上しました。

続きまして、歳出について説明いたします。150ページをお願いいたします。

款01の総務費は事務費と徴収費で合計236万5,000円です。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億5,661万4,000円で、全体予算の94.9%を占めており、対前年度2,245万3,000円の減額です。これは広域連合への保険料や事務費などの負担金です。

151ページをお願いいたします。

款03の保健事業費は、特定健診、ぎふ・すこやか健診に係る事業費で242万3,000円、62万6,000円の増額を計画しております。

款04の諸支出金は、還付金を予定しています。

また、款05の予備費は309万7,000円を計上しています。

歳入歳出予算の附属書類については、85ページが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上で、平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について説明を終わります。

続きまして、議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について説明いたします。

予算書の153ページをお願いいたします。

平成23年度御嵩町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,500万円と定めるものです。

第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ430万円と定めるものです。

事業勘定は、前年度当初予算に比べ0.6%、700万円の増額となっております。これは保険給付費の増額が大きな要因となっております。

それでは、歳入から御説明いたします。163ページをお願いいたします。

款01の保険料は、特別徴収及び普通徴収合わせて2億4,293万7,000円を見込んでおり、全体の19.8%です。平成23年度は第4期介護保険事業計画の最終の3年目となります。保険料は年間平均で1人当たり680円ほどの増額となります。

款03の国庫支出金は、介護給付費の在宅分20%、施設分15%などで、164ページにあります

ように、地域支援事業に係る補助金と合わせて2億7,559万8,000円となり、全体の22.5%を占めており、前年度比450万円の増額となっております。

款04の支払基金交付金は、給付費の30%とされており3億4,183万3,000円で、全体の27.9%で、こちらも460万2,000円の増額となっております。

款05の県支出金につきましては、負担金が給付費の在宅分12.5%、施設分17.5%などで、165ページの補助金と合計で1億7,120万7,000円で、全体の14%となり、前年度より153万1,000円の増額となります。

款06の繰入金は、一般会計からの介護給付費12.5%の繰入金や事務費繰入金、サービス勘定からの繰入金で、合計1億8,059万6,000円で、全体の14.7%となり、185万1,000円の増額です。166ページをお願いします。

款08の繰越金につきましては1,157万8,000円となり、前年度と比べて654万9,000円の減額となっております。

167ページの款09の諸収入は、介護予防教室など利用者負担金を見込んでおります。

続きまして、歳出について説明いたします。168ページをお願いいたします。

款01の総務費では、介護保険制度改正に伴うコンピューターシステム改修などが予定されまして、合計2,371万5,000円、前年度に比べ548万4,000円の増額となっております。

170ページをお願いします。

款02の保険給付費では、訪問、通所、短期入所などの在宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防サービスなどの負担金、高額介護サービス負担金と合わせまして11億2,915万6,000円となり、前年度と比べて1,615万7,000円、1.5%の増額となっております。これは前年度の実績と要介護認定者の増加、介護度の重篤化傾向などを考慮した計上となっております。なお、この科目だけで歳出予算の92.2%を占めております。

次に、171ページの款04諸支出金は、例年発生します前年度の介護保険事業精算による償還金を計上いたしました。

次に、172ページから173ページにかけて款05の地域支援事業費は、筋力トレーニング教室や脳の健康教室など各種の介護予防事業経費1,111万円と配食サービスや寝たきり高齢者の介護者手当など、高齢者生活支援のための包括的支援事業の経費3,281万1,000円を計上しております。

款06の予備費におきましては804万8,000円で、収支の調整をしております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

ここからは要支援1及び2の認定者を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定です。

183ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01のサービス収入428万1,000円は、要支援認定者のサービス計画作成による介護報酬収入です。作成件数の減少により、前年度と比べて50万6,000円の減額を見込んでいます。

184ページをお願いいたします。歳出ですが、款01の事業費253万9,000円は、居宅介護支援事業費で、介護予防プラン作成委託費を見込んでおります。

款02の諸支出費168万3,000円は、保険事業勘定へ繰り出す見込みです。

サービス勘定全体では430万、前年度に比べ50万円の減額となっています。

歳入歳出予算の附属書類については、86ページから89ページが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上で、3件の当初予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

では、私の方からは議案第8号及び第9号について御説明させていただきます。

まず初めに、議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の187ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算をそれぞれ7億5,000万円とさせていただくものです。

第2条は、地方債について定めるものでございます。恐れ入りますが、191ページの第2表地方債をお願いいたします。起債の目的としまして、公共下水道建設事業の限度額を3,320万円、また流域下水道事業負担金の限度額を2,670万円とさせていただき、起債の総額として5,990万円を計上させていただいております。この起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

再度187ページへお戻りいただき、第3条は、一時借入金の最高額を定めるものです。

第4条は、歳出予算の各項の経費の流用を定めるものでございます。

続きまして193ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の総括表にて説明させていただきます。初めに歳入です。

款01分担金及び負担金の1,540万3,000円は、主に22年度整備された区域及び過年度整備済み

区域分割納付者からの受益者負担金です。事業の縮小により供用開始可能面積が前々減少してまいりましたので、昨年度比では19.3%ほどの歳入減としております。

款02使用料及び手数料の1億7,495万3,000円は、下水道使用料が主な歳入です。昨年度比では1.4%の歳入増としております。

款03国庫支出金の2,000万円は、下水道整備による社会資本整備総合交付金を予定するもので、新たな起債を抑制するため、前年度比で71.4%の歳入減としております。

款04財産収入は、利子及び配当金です。

款05繰入金の4億5,641万2,000円は、一般会計からの繰入金でございます。前年度比では4%の歳入増となっております。

款06繰越金は1,545万円を見込んでおります。

款07諸収入の786万2,000円は、流域下水道の維持管理負担金調整還付金が主なもので、前年度比では45%の歳入減となっております。これは、主に上下水道課長の給与負担等の減が要因となっております。

款08町債の5,990万円は、先ほど御説明させていただきました第2条の第2表のとおりです。前年度比では53.6%の借り入れ減となっております。

以上の歳入合計といたしまして、前年度比12.8%歳入減の7億5,000万円を見込んでおります。

次ページの歳出をお願いいたします。194ページです。

款01下水道事業費の2億9,004万8,000円は、主に下水道維持管理費では、流域下水道への維持管理負担金に続いて、下水道使用料徴収委託料など7件の委託料です。また下水道建設費では、設計委託料、工事請負費並びに流域下水道事業建設負担金などとなっております。前年度比では29.9%の歳出減です。

款03公債費の4億5,690万5,000円は、長期債の元金及び利子の償還のほか、公的資金補償金免除繰上償還金及び一時的に借り入れした場合の利子を計上させていただいております。

以上の歳出合計は、前年度比12.8%歳出減の7億5,000万円を見込んでおります。

以下、195ページから歳入・歳出の明細となっております。

また、予算附属書類の91ページ、92ページには主要施策の概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で、平成23年度御嵩町下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の209ページをお願いいたします。

議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

第1条は、当会計予算を定める総則です。

第2条の業務の予定量を給水件数6,200件、年間総給水量を215万立方メートル、1日平均給水量5,890立方メートルを予定し、主な建設改良事業といたしまして、長谷送・配水管改良及び中区配水場等の計装機器更新工事等を予定する送配水管及び施設改良工事に4,850万円、国庫補助事業による水道未普及地域解消事業、上之郷地区第1工区詳細設計に3,900万円、共和台南地区下水道整備事業に伴う配水管整備工事及び城町地区詳細設計委託など下水道関連移設事業に1,500万円を予定するものです。

次ページをお願いいたします。第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、第1款水道事業収益を4億7,300万円計上し、主な収入は、第1項営業収益の4億5,525万5,000円、これは水道使用料の給水収益が主な収入となっております。また、第2項の営業外収益の1,773万5,000円は、一般会計からの補助金と下水道会計からの課長分の人件費負担金を計上しております。

次に支出へ移ります。第1款水道事業費として4億7,300万円計上いたしております。主な支出としましては、第1項の営業費用の4億4,550万5,000円、この主な支出は、県水の受水費、施設の修繕費、施設監視や料金収納事務等の委託料、減価償却費などとなっております。

第2項の営業外費用の2,526万7,000円は、企業債の利息と消費税の支出を予定するものです。第4項の予備費は、予算の充用に備えるものです。

次ページ、211ページをお願いいたします。第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものです。

第1款資本的収入として5,800万円を計上いたしております。主な収入は、第2項出資金の2,340万円は、一般会計より出資を受けるもので、第4項の国庫支出金1,560万円とあわせ水道未普及地域解消事業上之郷地区第1工区詳細設計を予定するものです。

第3項の負担金は、給水申込金、下水道関連工事負担金、消火栓設置負担金を予定するものでございます。

次に、第1款資本的支出としまして1億9,200万円を計上いたしております。この主な支出は、第1項建設改良費の1億3,949万円となりますが、主な工事及び委託業務は、第2条の業務の予定量にて御説明をさせていただいたとおりでございます。

また、第2項の償還金の5,251万円は、企業債の元金償還金を計上させていただいたもので、このうち1,382万4,000円は、公的資金補償金免除繰上償還額となっております。なお、この資本的収入額が資本的支出額に対して不足します1億3,400万円は、過年度損益勘定留保資金1億3,296万9,000円及び利益剰余金処分量103万1,000円で補てんするものです。

次に第5条は、一時借入金の限度額を定めるものでございます。

次のページ、212ページの第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用を、第7条は議会の

議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第8条は、減価償却費に充当するため、一般会計からの補助金の額を1,300万円とするものでございます。

第9条は、利益剰余金の減債積立金から103万1,000円を処分するものです。

また第10条は、棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

次ページ以降は、実施計画書、資金計画書などの関係書類となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、予算の附属書類の94ページ、95ページに主要施策の概要を掲載させていただいておりますので、あわせてお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で、平成23年度御嵩町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは次に、補正予算に入ります。

議案第10号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案つづりの4ページをお願いいたします。

議案第10号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、平成22年度国の補正予算において、地方公共団体が地域の実情に応じ地域の目線に立ったきめ細かな事業等に活用できるきめ細かな交付金及び知の地域づくりに活用できる住民生活に光をそそぐ交付金が創設され、この交付金に伴う事業費の増額、公的資金補償金免除繰上償還に伴う起債償還額の増額、給与改定に伴う人件費の補正のほか、平成22年度予算全体について年度末でもあり、事業費の確定や今後の支出見込みの精査などによる歳入・歳出ともに細かな補正を行っています。

赤のインデックス、補正予算のピンクの表紙の一般会計補正予算（第10号）をお願いいたします。

1ページでございますが、第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2億7,554万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,656万1,000円とするものです。

次の第2条の繰越明許費の追加及び第3条の地方債の変更につきましては、「第2表 繰越明許費補正」及び「第3表 地方債補正」により御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正は8件であります。この補正のうち、1番の町単稲荷台災害復旧事業779万円は、7・15豪雨災害による町単災害復旧事業であります。この事業は、年度内に工事完了が困難となりましたので繰り越すものであります。2番の県議会議員選挙事業73万3,000円は、県議会議員選挙が4月1日告示、4月10日投票であり、パネルの借り上げ及び公営掲示場の設置につきましては、平成22年度中に実施する必要がありますが、パネルの返却及び公営掲示場の撤去作業は選挙執行後となるため繰り越すものであります。3番の四万堂一大西線等道路改良工事500万円及び4番の南山公園施設整備工事2,068万5,000円は、国の補正予算による地域活性化・きめ細かな交付金を受けて実施する事業であり、平成22年度予算の増額補正を行い23年度へ繰り越すものであります。5番から8番までは、国の補正予算による地域活性化・光をそそぐ交付金を受けて実施する事業であり、平成22年度予算に増額補正を行い、平成23年度へ繰り越すものであります。5番、6番、8番の総事業費800万円は、小・中学校及び中山道みたけ館の図書の購入を行うものであります。7番の中山道みたけ館空調設備等設置事業4,035万円は、空調設備の老朽化に伴う設備の更新を行うものであります。

次の8ページの第3表 地方債補正であります。合計3件で限度額を2,310万円減額して3,450万円とするもので、事業の確定による減額及び県の事業の実施による減額であります。起債の方法については変更ありませんが、利率及び償還の方法につきましては、起債内容を一部変更しております。国の標準様式に改正させていただきました。利率につきましては、改正前の記載内容の中段部分にあります「政府資金及び地方公共団体金融機構資金」の文言を削除し、償還方法につきましては、改正後の下から4行目の「なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる」の文言を追加する変更を行うものであります。

11ページをお願いいたします。

ここからは、歳入歳出事項別の明細ですが、既に各委員協議会においてそれぞれ担当から詳しく説明していますので、私からは大まかなものを説明させていただきます。

今回の補正は、年度末でもあり、それぞれの項目において事業の確定によるものや見込み額の増減を行っております。

それでは、歳入から説明いたします。

款01町税、項01町民税については、個人分、法人分合わせて2,720万円の増額を見込んでいます。

款10地方交付税、項01地方交付税2,060万3,000円の増額は、国の交付税予算の増額に伴う普通交付税の追加交付であります。

12ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項02負担金、目01民生費負担金314万4,000円は、老人措置費負担金、保育料、他市町村児童運営受託負担金の精算見込みによる増額であります。

款14国庫支出金、項01国庫負担金、目01民生費国庫負担金、節01社会福祉費負担金1,034万円の増額は、障害者自立支援給付費負担金及び自立支援医療給付費負担金の交付決定による増額であります。

13ページをお願いいたします。

項02国庫補助金、目01総務費国庫補助金、節01まちづくり交付金406万円の減額は、精算による減額であります。節08地域活性化・きめ細かな交付金1,827万7,000円は、南山公園施設整備事業及び四万堂一大西線道路改良工事に係る交付金であります。節12地域活性化・光をそそぐ交付金2,800万円は、小・中学校及び中山道みたけ館の図書購入費及び中山道みたけ館空調設備の老朽化に伴う空調設備等設置事業に係る交付金であります。このきめ細かな交付金及び光をそそぐ交付金は、平成23年度へ繰り越すこととしております。

目02民生費国庫補助金、節03次世代育成支援対策交付金383万8,000円の増額は、民生費県補助金であります。地域子育て支援センター事業補助金及び一時保育等事業費補助金を次世代育成支援対策交付金に統合されました。額については減額となっています。

目03衛生費国庫補助金、節02保健衛生費補助金284万3,000円の減額は、女性特有がん検診の受診者の減少に伴う減額であります。

目04土木費国庫補助金、節02土木費補助金1,397万円の減額は、地域活力基盤創造交付金事業であります中125号線道路改良工事等の交付額確定による減額であります。

目07災害復旧費国庫補助金、節01耕地災害復旧費補助金577万1,000円は、事業費の精査による減額であります。

14ページをお願いいたします。

款15県支出金、項01県負担金、目01民生費県負担金、節01社会福祉費負担金300万円は、障害者自立支援介護給付費国庫負担金の交付決定による増額であります。

15ページをお願いいたします。

款15県支出金、項02県補助金、目01総務費県補助金、節02電源立地地域対策交付金278万1,000円は、額確定に伴う減額であります。節04総務費補助金100万円は、みたけの森で実施されました豊かな海づくり大会関連事業及びあゆみ館増築への太陽光発電施設設置に対する市町村振興補助金であります。

目02民生費補助金、節03児童福祉費補助金のうち、地域子育て支援センター事業補助金499万円と、16ページの一時保育等事業費補助金54万円は、民生費国庫補助金の次世代育成支援対策交付金へ統合のため皆減となっています。

目04労働費県補助金227万2,000円は、ふるさと雇用再生特別基金事業でありますE-COパスの運行及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の額確定による減額であります。

18ページをお願いいたします。

款16財産収入、項02財産売払収入、目01不動産売払収入3,110万9,000円は、総務課における未利用地売払収入及び建設課における法定外公共物の売払収入であります。

款17寄附金、項01寄附金、目01指定寄附金26万7,000円は、可児ライオンズクラブ歳末助け合い寄附金及びふるさと御嵩応援寄附金であります。

款18繰入金、項01基金繰入金、目02ふるさとふれあい振興基金繰入金535万9,000円は、ふるさとふれあい振興基金繰入金の確定による減額であります。

目13減債基金繰入金1億7,234万円は、公的資金補償金免除繰上償還に伴う繰り上げ償還分繰入金7,234万円並びに国民健康保険特別会計の国保税の減収、療養給付費負担金及び保険財政共同安定化事業交付金の減額などに伴う歳入不足に対処するため、国民健康保険特別会計への繰りかえ運用による繰出金1億円を支出するものであります。

20ページをお願いいたします。

款20諸収入、項05雑入、目05雑入3,441万5,000円の増額のうち、主なものとしましては、雑入の一番下の行であります市町村振興協会基金市町村交付金3,447万7,000円で、岐阜縣市町村振興協会基金や新公益法人の認定を受けるに当たり、今回基金の一部及びサマージャンボ等の収益金を各市町村へ交付することによるものであります。

款21町債、項01町債、目03土木債の1,920万円の減額は、急傾斜地対策県営事業負担事業の事業費の確定に伴う減額及び県道改良工事が実施されなかったことによる減額であります。

次に、21ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

歳入と同様に歳出につきましても、事業費の確定によるものや支出見込みによる額の増減を行っています。

款02総務費、項01総務管理費、目01一般管理費、節11需用費88万円は、7・15豪雨災害対応によるエアコンの使用による燃料費及び電気料の増額であります。

22ページをお願いいたします。

目04財産管理費、節14使用料及び賃借料178万円は、7・15豪雨災害における比衣、稻荷台のり面崩壊による応急復旧に伴う残土処分等に係る機械借上料であります。節15工事請負費3,280万円の減額は、本庁冷暖房空調機器の更新に伴う工事費の確定に伴う減額であります。

23ページをお願いいたします。

目05企画費、節25積立金280万9,000円は、ふれあいバス減価償却分をふるさとふれあい振興

基金へ積み立てるものであります。

目06企業立地推進費、節19負担金補助及び交付金1,780万円の減額は、企業誘致奨励金の額確定に伴う減額であります。

目12まちづくり推進費、節19負担金補助及び交付金の補助金593万6,000円の減額は、地域づくり活動助成事業及び地域づくり施設整備助成事業の助成額確定並びに地区集会整備補助金の額確定に伴う減額であります。

24ページをお願いいたします。

目14財政調整基金費、節25積立金は、歳入歳出を精査しまして1億4,375万5,000円を積み立てるものであります。

目16減債基金費、節25積立金1,842万5,000円は、基準財政需要額に算入される臨時財政対策債の元利償還分を積み立てるものであります。

目18ふるさとみたけ応援基金費、節25積立金440万7,000円は、ふるさとみたけ応援寄附金を基金へ積み立てるものであります。

26ページをお願いいたします。

款03民生費、項01社会福祉費、目01社会福祉総務費、節20扶助費1,640万円は、障害者自立支援介護給付・訓練等給付費及び障害者地域生活支援給付費等が大幅に伸びたことによる増額であります。

27ページをお願いいたします。

目02国保年金事務等取扱費、節28繰出金のうち、国民健康保険事業特別会計繰出金1億円は、国保税の減収及び療養給付費負担金並びに保険財政共同安定化事業交付金の減額に伴う歳入不足に対処するため、国民健康保険特別会計へ支出する繰出金であります。

28ページをお願いいたします。

目04老人福祉費、節20扶助費のうち、養護老人ホーム措置費800万円の減額は、養護老人ホーム入所者の減少による措置費の減額であります。

目06福祉医療費、節20扶助費1,363万3,000円は、重度心身障害者福祉医療費、母子家庭等福祉医療費、義務教育就学児医療費の伸びに伴う増額であります。

30ページをお願いいたします。

項02児童福祉費、目02児童運営費、節13委託料のうち、御嵩保育園運営委託料630万円は、園児の増加に伴う運営委託料の増額であります。

目05放課後児童クラブ運営費200万円の減額は、事業費の精査に伴う減額であります。

31ページをお願いいたします。

項03災害救助費、目01災害救助費101万2,000円の減額は、7・15豪雨災害に係る被災者生活

住宅再建支援事業補助金確定に伴う減額であります。

款04衛生費、項01保健衛生費、目03母子保健費、節13委託料121万8,000円の減額は、実績による減額であります。

目04成人保健費、節13委託料554万円の減額は、受診者の減額によるものであります。

32ページをお願いいたします。

目05環境衛生費、節13委託料244万5,000円の減額は、環境汚染総合調査委託事業の入札に伴う減額であります。

33ページをお願いいたします。

項02清掃費、節15工事請負費400万円の減額は、一般廃棄物最終処分場小堰堤設置工事費の確定に伴う減額であります。

款05労働費、目02ふるさと雇用再生事業費132万8,000円の減額は、みたけE-COバスの事業費確定による減額であります。

34ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、項01農業費、目03農業振興費、節19負担金補助及び交付金160万1,000円の減額は、事業費の確定による減額であります。

目04農地費、節15工事請負費の500万円の減額は、7・15豪雨災害により施工箇所が被災したため、県単土地改良事業が実施できなかったことに伴う減額であります。節19負担金補助及び交付金189万9,000円の減額は、負担金額確定に伴う減額であります。

35ページをお願いいたします。

項02林業費、目05生活環境保全林費、節13委託料244万4,000円の減額は、7・15豪雨災害による遊歩道等の通行不能による事業量の減少に伴う減額であります。

36ページをお願いいたします。

款07商工費、項01商工費、目03観光費の補正は、みたけの森ささゆりまつりに対する県市町村振興補助金の額確定に伴う財源内訳の変更であります。

款08土木費、項01土木管理費、目01土木総務費、節19負担金補助及び交付金2,100万円の減額は、県道改良事業の未実施に伴う減額及び長岡急傾斜地崩壊対策事業の確定に伴う減額であります。

37ページをお願いいたします。

項02道路橋梁費、目03道路新設改良費、節15工事請負費2,100万円の減額は、中125号線道路改良工事の地域活力基盤創造交付金の交付がなかったことによる工事費2,400万円の減額及び単独の赤坂線道路改良工事の事業費の確定に伴う200万円の減額並びに地域活性化・きめ細かな交付金により実施する四万堂一大西線等道路改良工事費500万円の増額であります。節17公

有財産購入費4,080万6,000円は、御嵩町土地開発基金保有土地のうち、既に道路になっている土地の買い戻しによる4,114万9,000円の増額及び町道四十八一杉ヶ崎線用地購入費134万6,000円の増額、町道御嵩1号線道路用地購入費200万円の減額等が主なものであります。

38ページをお願いいたします。

項04都市計画費、目02街路事業費1,100万9,000円の減額は、大泥一茶円原線道路改良工事に係る事業費の確定による減額であります。

目03公共下水道費2,889万6,000円は、下水道事業債繰り上げ償還に対する一般会計から下水道会計への繰出金であります。

目05公園費、節15工事請負費2,068万5,000円は、南山公園テニスコートが平成4年の開設以来18年が経過し、人口芝の摩耗が激しく一部剥離しているため、張りかえ工事を行うものであります。

39ページをお願いいたします。

款09消防費、項01消防費、目01非常備消防費、節09旅費200万円の減額は、消防団員の訓練、出動等に対する費用弁償の精査による減額であります。

40ページをお願いいたします。

款10教育費、項01教育総務費、目02事務局費、節07賃金120万円の減額は、臨時職員の賃金など額確定に伴う減額であります。

41ページをお願いいたします。

項02小学校費、目02教育振興費、節18備品購入費100万円は、地域活性化・光をそそぐ交付金事業による小学校図書購入費の増額であります。

項03中学校費、目02教育振興費、節18備品購入費182万9,000円は、地域活性化・光をそそぐ交付金事業による中学校の図書購入費200万円の増額及びその他の減額によるものであります。

42ページをお願いいたします。

項04生涯学習費、目08図書館費、43ページの節12役務費の35万円及び節15工事請負費4,000万円は、地域活性化・光をそそぐ交付金事業による中山道みたけ館空調設備の老朽化に伴う空調設備等設置工事に係る費用であります。節18備品購入費500万円は、地域活性化・光をそそぐ交付金事業による中山道みたけ館の図書購入費であります。

款11災害復旧費、項01農林水産業施設災害復旧費、目01耕地災害復旧費、44ページの節15工事請負費の1,147万1,000円の減額、節19負担金補助及び交付金の農地農業用施設補助金400万円の減額、目02林道災害復旧費、節15工事請負費368万円の減額は、額の確定または精査による減額であります。

款12公債費、項01公債費、目01元金7,234万円は、公的資金補償金免除繰上償還に係る繰り

上げ償還金であります。

目02利子486万円の減額は、長期債利子及び一時借入金利子の精査による減額であります。

46ページをお願いいたします。46ページからは、給与費明細書であります。給与改定による給与費、職員手当等の増減であります。12月の補正に間に合いませんでしたので、今回補正をさせていただくものであります。内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第11号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第12号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第13号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第11号、第12号、第13号について御説明いたします。

初めに、議案第11号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算議案書のオレンジ色の表紙、裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ906万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,027万1,000円とするものです。

今回の補正につきまして主なものは、歳入では国庫負担金と共同事業交付金の減額、療養給付費交付金と歳入不足を補うための繰入金の増額です。また、歳出では保険給付費の増額と共同事業拠出金及び予備費の減額などです。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、款03の国庫支出金、項01の国庫負担金7,997万3,000円の減額につきましては、療養給付費等負担金の交付見込み額精査による7,867万5,000円の減額と、高額医療費共同事業拠出金の確定による129万8,000円の減額によるものです。

款04の療養給付費交付金2,324万5,000円の増額は、退職医療費の増加見込みによる支払基金からの交付金です。

款06の県支出金3万4,000円の減額は、国民健康保険財政健全化特別対策費補助金で、福祉医療助成に係る減少見込みによるものです。

7ページをお願いいたします。

款07の共同事業交付金1億2,161万1,000円の減額は、高額医療費共同事業交付金が1,923万

2,000円と保険財政共同安定化事業交付金が9,522万5,000円の交付金額の確定によるものです。
款08の財産収入8万1,000円は、国保基金積み立ての利子収入追加分です。

款09の繰入金、項01の一般会計からの繰入金9,923万1,000円は、歳入不足を補うためにお願いいたします一般会計繰入金1億円と保険税軽減相当分の保険基盤安定繰入金92万7,000円の増額と国保財政安定化支援対策の繰入金169万6,000円の減額によるものです。また、8ページにありますように、歳入不足を補てんするために国民健康保険基金を取り崩し、繰入金7,000万円の増額をいたします。

続きまして、歳出を説明いたします。9ページをお願いいたします。

款01の総務費、総務管理費88万3,000円の増額は、岐阜県国保連合会への負担金です。

款02の保険給付費につきましては、項01の療養諸費としまして、一般被保険者療養給付費3,923万7,000円、退職被保険者等療養給付費2,964万5,000円は、それぞれ年間収支見込みによる診療報酬負担金の増額です。審査支払手数料59万3,000円は、レセプトの枚数の年間増加見込みによるものです。また、高額療養費においても一般と退職者分を合わせて391万7,000円の増額を見込んでおります。

10ページにまいりまして、款07の共同事業拠出金4,617万1,000円の減額は、岐阜県下における高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業拠出金がそれぞれ確定しましたことによるものです。

款08の保健事業費については、健康診断料助成20万円の疾病予防費の増額と、特定健康診査等事業費の額の確定による321万2,000円の減額です。

款09の基金積立金8万1,000円は、基金利子の積立金です。

11ページをお願いいたします。

款10の諸支出金、償還金55万円の増額は、特定健診、特定保健指導に係る平成21年度一般会計負担分の精算による返還金です。

款11の予備費3,478万4,000円の減額は、収支見込みによる調整であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わりますが、補足説明のために、本日追加資料としてお配りいたしましたものについて簡単な御説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、お手元に配付してございます平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算資料について説明をいたします。

まず1ページですが、平成22年度当初予算から9月の第1次補正、12月の第2次補正を経て、この3月に予定しております第3次補正の金額の動きを示した総括をあらわしました。なお、第3次補正では1億7,000万円の繰入金を含んでいませんので、その分の歳入不足であることを示しております。

次に、2ページをお願いいたします。A3のもので。

これは、平成18年度から平成22年度までの決算の流れを一覧表に示したものです。平成22年度は、繰入金の補正をする前の決算見込み額であります。歳入における款5の前期高齢者交付金、歳出における款3後期高齢者支援金及び款4前期高齢者納付金は、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度に伴うもののため、平成18年度と19年度は空欄であります。なお、歳入の款5前期高齢者交付金につきましては、御存じのとおり算定誤りのため、平成20年度は1,900万円ほど、平成21年度は3億6,600万円ほど、そして平成22年では、20年度の精算分も含めた7億7,900万円ほどの歳入となっております。この交付金の詳細については、6ページになります。

年度の当初に報告いたします前期高齢者（65歳から74歳まで）の人数に基づきまして、概算額で交付されます交付金を翌々年度に前期高齢者の方が実際に使われました医療費をもとにして精算するというシステムのため、将来数値については非常に予測しにくいものであります。平成22年度は制度が始まっての初めての精算が行われ、御嵩町において今年度、平成20年度の過少申告漏れ分3億5,478万2,570円を精算していただいております。ところが、この前期高齢者交付金は、歳入におけるほかの国庫支出金や県支出金、共同事業交付金のうち、各種交付金の算定方法においては、交付金措置と重複することのないように財政調整額としてマイナス、差し引かれる仕組みになっております。

例えば5ページをお願いいたします。

国庫支出金のうち、国が34%の定率負担をしていただく療養給付費等負担金の算出においては、療養給付費、つまり医療費ですが、そこから網がけになっていますように、前期高齢者交付金が差し引かれてしまうというものです。ここでは、1番の①にありますように、平成22年度負担金計算において、精算分を含めた7億7,900万円ほどの前期高齢者交付金がマイナスされており、ほかの負担金部分も合計した負担金交付額の総額は1億6,900万円ほどの見込みです。

では、これらの歳入部分の動きがどのような状態であったのかを比較検討しましたものが3ページにございますので、ごらんください。

ここでは、2ページにあった流れのうち、平成20年度から平成22年度までの後期高齢者医療制度開始後の国保会計決算額の比較を示しています。ただし、平成20年度における歳入、款9の繰入金のうち、一般会計からお願いしました特別繰入金2億2,100万円と平成22年度の歳出における款10の諸支出金のうち、その借金返済のための特別繰出金2億2,138万4,000円は、相殺されるべきもののため、別に除外しました。また、平成22年度の歳入のうち、款5の前期高齢者交付金の平成20年度精算分3億5,478万2,000円は含めて比較をしております。ここでは、

3年間のそれぞれの合計額を平均して、その単年度平均決算額と各年度の決算額の差を示していますが、先ほど説明いたしました前期高齢者の交付金の影響を受ける歳入の款3の国庫支出金、6の県支出金、7の共同事業交付金において、平成22年度は大きく落ち込んでいますが、平成20年度の歳入実績では大きく交付されていた事実がわかります。

さらに、この動きをわかりやすく指数としてあらわしたものが4ページにあります。

これは、平均決算額を100%とした場合、各年度の指数を比較したものです。一番右側にありますのは、全体の合計金額に占める各項目の占有率です。主要なものには網がけがしてありますが、それぞれ20年度にいただいた分、22年度には落ち込んでいる事実の傾向がわかるものとなっています。また、国保税収入の落ち込みと、歳出での保険給付費の大幅な増加の状態もつかんでいただけるものだと思います。また、平成20年度に前期高齢者の算出誤りがなかったら、その下層での国庫支出金の療養給付費等負担金について、具体的に算定を試みた結果が、先ほどごらんいただきました5ページの中段以降にございます。

2. 負担金の算定試算です。①番は実情での試算、②番と③番は、もしも誤りのなかった場合での前期高齢者交付金の仮定の金額で、平成20年度及び22年度を計算してみたものです。医療費の実際の実績精算が22年度においては今後も発生するため、また前期高齢者交付金のうち、22年度分は概算額であるため、すべてが終了、確定した状態ではありませんので、算定試算結果の調整と変動はあり得ますが、一番下3番にありますように、現状と仮定での負担金交付結果に大きな違いがないことがおわかりいただけると思います。

以上で資料の説明は終わりますが、平成22年度当初予算の編成時に歳入科目の主要部分におきまして、前期高齢者交付金の重複した部分が差し引かれるシステムについて精査が不十分でありましたこと、また先日の全員協議会の中で御説明しましたように、今年度決算見込みにおいて保険税の税収が著しく低下しております現状と、それに反して保険給付費の大幅な増加が予想されることから歳入不足が生じております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、補正予算の説明に戻らせていただきます。

議案第12号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算書、黄色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,238万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,875万6,000円とするものです。

それでは、4ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

款01の保険料の2,238万7,000円の減額につきましては、収入見込み額の精査により、特別徴

収分を733万6,000円、普通徴収分を1,505万1,000円、それぞれ減額しております。

続きまして歳出ですが、款02の後期高齢者医療広域連合納付金2,238万7,000円の減額は、歳入での保険料見込み額の減額による負担金確定に伴うものです。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を終わります。

続きまして、議案第13号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書の水色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ974万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,752万6,000円とするものです。

第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406万6,000円とするものです。

今回の補正につきまして、保険事業勘定で主なものは、歳入では負担金や交付金の額の確定による増額です。また歳出では、保険給付費の増額と地域支援事業費の精査による減額です。

それでは、9ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

款03の国庫支出金の国庫負担金267万4,000円の増額は、介護給付費負担額の確定によるものです。

次の項02国庫補助金、目01の調整交付金288万円の減額、目02の介護予防事業に係る地域支援事業交付金32万円の増額、目03の包括的支援事業に係る同交付金102万4,000円の増額につきましても額の確定によるものです。

款04の支払基金交付金、介護給付費交付金311万9,000円と地域支援事業交付金75万1,000円は、確定による増額です。

10ページをお願いいたします。

款05の県支出金93万3,000円の増額は、介護給付費負担金額確定によるものです。また、県補助金の地域支援事業費交付金につきましても、金額が確定したことによる増額です。

款06の繰入金、一般会計からの繰入金225万4,000円の増額は、介護給付費の12.5%の事業精査によるものです。

11ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定繰入金も、精査により86万6,000円の増額です。

款07の財産収入1万2,000円は、介護給付費準備基金の利子収入です。

続きまして、歳出について説明いたします。12ページをお願いいたします。

款02の保険給付費、項01保険給付費510万円と項03の高額介護サービス費100万円は、今後の介護サービス費支出見込み額の精査による増額補正です。

款03の基金積立金は、歳入でも説明しました準備基金利子の積立金1万2,000円です。

13ページにかけて、款05の地域支援事業費の介護予防事業費159万円の減額で主なものは、今年度よりオープンしましたみたけ健康館の光熱水費や筋力トレーニングなどの各種教室事業費の精査、生活機能評価負担金の見込み額確定によるものです。

次の包括的支援事業等費84万2,000円の減額で主なものは、高齢者等配食サービス事業委託料の事業費見込みによる減額と、ケアプラン作成料の増による主任ケアマネジャーの職員派遣負担金20万円の増額を計上させていただきました。

14ページにあります款06の予備費606万5,000円は、収支の調整であります。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたしますので、20ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01のサービス収入78万7,000円の減額につきましては、年間のサービス計画作成委託件数の精査によるものです。

21ページをお願いいたします。

歳出についてですが、款01の総務費3万7,000円の減額は、地域密着型サービス運営委員報酬の減額です。

款02の事業費161万6,000円の減額の主なものは、介護予防プラン作成件数の減少による委託料の減額です。

款03の諸支出費86万6,000円は、保険事業勘定への繰出金の増額です。

以上で、3件の補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

お諮りします。午後の再開を1時としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは暫時休憩に入り、午後は1時からとしますので、よろしくお願いをします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第14号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

では、私の方から、議案第14号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。

インデックスの補正予算の紫色の表紙1ページをお願いいたします。

第1条に下水道特別会計補正予算（第4号）を定める歳入歳出予算の補正として、それぞれ2,900万円を追加し、その総額を9億2,300万円とするものでございます。

また、第2条には地方債の補正を、3ページの第2表 地方債補正のとおり、起債の限度額及び起債の方法をそのままに、利率のただし書きから借入先の特定を外し、償還の方法では、なお書きにより、起債財源を翌年度に繰り越して借り入れることができるよう追加変更するものでございます。これは、国に倣い起債の利率及び償還の方法の記載文を標準化したものでございます。

では、5ページをお願いいたします。

歳入補正から御説明いたします。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目の01一般会計繰入金を公的資金補償金免除繰上償還のため、2,889万6,000円を増額補正するものでございます。

次の款07諸収入、項03雑入、目の01雑入の10万4,000円は、指定店登録手数料の10件ほかを増額補正するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

ここからは歳出です。

款01下水道事業費中、項01下水道管理費、目の01下水道維持管理費に係る職員2名の人件費を人事院勧告により減額、及び節の13委託料の不用額を減額し、また項02下水道施設費、目01下水道建設費に係る職員4名分の人件費も人事院勧告により減額のほか、節16原材料費の不用額を減額補正するものでございます。

次に、款03公債費、項01公債費、目01の元金では、公的資金補償金免除繰上償還額2,889万2,000円を増額補正するものです。また、目の02利子では、旧公営企業金融公庫資金分の定期償還日が3月20日日曜日、翌日21日が休日に当たるため、繰り上げ償還の実施日が3月22日となります。定期償還日の2日後となることから、この間の利息を増額補正するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

款04予備費では、ただいまの歳入歳出補正の差額200万円を増額補正とし、次年度への繰越金とするものでございます。

以上で、下水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（鈴木元八君）

これより条例等関係に入ります。

議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、議案第16号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

それでは、議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは6ページ、7ページ、資料つづりは2ページをお願いいたします。

今回の条例制定の内容を資料の条例の概要で御説明いたします。

この新規条例を制定する趣旨は、近年地方自治体が行う業務も高度化、複雑化する中で、職員みずからが公務に関する能力向上の必要性を感じ、自発的に大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の教育機関で修学したいと申し出るケースが想定されるため、こうしたケースに対応すべく、地方自治法第26条の2、修学部分休業の規定について、本町の臨時職員に任用される職員を除く正規職員の適用ができるように条例の制定をするものであります。

修学部分休業を取得するためには、当該職員が公務の運営に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資するという趣旨の申請をして承認された場合に、1週間の勤務時間は38時間45分ですけれども、その2分の1を超えない範囲で、かつ2年を超えない期間で部分休業が取得できるものであります。この修学部分休業により勤務しなかった時間の給与は、ページ中段にある給与の支給の算式により、1時間当たりの減額給与を部分休業をした時間で乗じて、給与月額から減額をいたします。

また、修学部分休業の承認を得ている場合であっても、退学や正当な理由がなく休学、頻繁に欠席しているケースや公務に支障がないと申請時に判断していても、災害等の緊急な事情の変化により公務の運営に支障が生じたような場合には、当該職員の同意を得て修学部分休業を取り消すことができます。

なお、この条例の施行日は、平成23年4月1日であります。

続きまして、議案第16号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは8、9ページ、資料つづりは3ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、近年の交通網の整備など出張に要する時間が短縮されたことや、近隣市町村との旅費条例の均衡を図るため、旅費条例に規定する日当と嘱託料を見直すものであります。

資料つづりの一部を改正する条例の概要で御説明をいたします。

まず、旅費の中に規定する日当の改正については、3ページ中段にありますように、現行の支給基準は、町外へ出張で旅行した場合、鉄道100キロメートル、水路50キロメートル、陸路25キロメートル——いずれも未満ですけれども——については、ただし書きの地域を除いて、町長等が1日あたり2,600円、6級以下3級以上の職務にある者が2,200円、2級以下の職務にある者は1,700円の半額を半日当として支給してまいりましたが、今回の改正で支給しないこととなります。

また、岐阜県内の旅行、または県外旅行で片道25キロメートル以上100キロメートル未満の、現行で1日日当が支給されていた地域への旅行も公用車を利用する旅行の場合には日当の支給はしないこととなります。

ただし、公務上の必要、または天災、その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、今までどおり支給することとなります。

嘱託料の規定は、船舶、または航空機による旅行で、運賃のほかに食事料を支払う必要がある場合の費用に充てるため設けられておりましたが、実際に適用する事例が現在までありませんでした。また、近年航空運賃で機内食がオプションになっているものも航空運賃の値下げによって発生しているようですが、この場合には、日当が100キロメートル以上は適用になるため、今回の改正によって嘱託料の規定を廃止いたしました。

なお、この条例の改正に伴って、教育長、御嵩町議会議員及び御嵩町各種委員において準用規定がありますので、同様の旅費の改正となります。

この改正条例の施行日は、平成23年4月1日であります。

資料つづり4ページから7ページに新旧対照表が載せてありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第15号と第16号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第17号 御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件ありますが、担当課長が2人でございますので、まず最初に若尾課長からお願いします。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、議案第17号 御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

赤のインデックス、議案つづりの10ページ、11ページ、それから資料つづりの8ページ以降をお開きいただけますでしょうか。

平成17年4月に知的障害者福祉法に基づき地域障害者の通所授産施設として設置し、今現在、社会福祉法人慈恵会を指定管理者として運営しておりますあゆみ館は、一般就労が困難な方が30人ほど通所しておられ、日中、自立に必要な日常生活の訓練やパン、クッキーの製造販売、リサイクル品の分別収集、それから菌床栽培のシイタケ加工などを行っているところでございます。

あゆみ館を設置した翌年に、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでの障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを定めた障害者自立支援法が制定されました。この法律では、平成23年度末までに、これまで障害の内容に応じた各種個別法のもとに設置された福祉サービスを提供している事業所の新体系サービスへの移行が求められております。これを受けまして、移行の時期や福祉サービスの内容、施設の充実、人的な対応について指定管理者の社会福祉法人慈恵会と協議を重ねてまいりました。この協議も調ったことと、平成22年度岐阜県障害者自立支援基盤整備事業補助金により建設しております作業棟が今月22日に完成し、新たなスペースが確保されることを受けまして、障害者自立支援法に基づく新体系サービス事業所として運営が可能となりました。

そこで、サービス体系、事業内容など条例上の位置づけを明確化するとともに、今後のニーズへの対応を踏まえ、若干ではありますが、定員増を図るため、条例の題名を初めとして、条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、先ほども申し上げましたが、お手元の資料つづり8ページをござらんいただきたいと思っております。

8ページの表中にありますように、知的障害者通所授産施設として現在サービス提供を行っておりますが、この条例改正後につきましては、9ページ表中にありますように、障害者自立支援法に基づく新サービス体系の種別として、常時介護が必要で、昼間に排せつや食事の介護などを行うとともに、創作活動、または生産活動の機会を提供する生活介護サービス、通常の作業所で就労が困難な障害のある方に就労の機会、生産活動の機会を提供し、知能や技能の向上を図るため、必要な訓練を行う就労継続支援サービスをあわせ持つ障害者支援多機能事業所として位置づけるものでございます。

資料10ページの新旧対照表を、恐れ入りますがお願いいたします。

ただいま御説明申し上げましたように、障害者自立支援法の定めにより、生活介護事業所と就労継続支援事業所をあわせ持つ多機能事業所として位置づけることから、現行の「御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例」という題名を「御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例」と改正するものであります。

次に、第1条中、障害者自立支援法でございますが、法の「第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施するため」を御説明申し上げました生活介護就労継続支援を行う施設とするため、「第5条第6項に規定する生活介護及び法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う施設として」に、「御嵩町知的障害者通所授産施設」を「御嵩町障害者支援多機能事業所」に授産施設を事業所と改めるものでございます。これにあわせて、本則中に授産施設すべてを事業所に改めます。

次に、第2条の表中の定員を「30人」から「35人」に改正するものでございます。

議案つづり8ページに戻っていただきまして、附則についてでございますが、この条例の施行期日を、平成23年4月1日と定め、利用の承認、その他の行為、指定管理者の指定手続、指定管理者と締結されている協定については、今回制定する条例によりなされたものとみなす経過措置を設けておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、議案第17号 御嵩町知的障害者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書12ページをお願いします。

議案第18号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、今回の条例改正につきましては、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化されることに伴い、御嵩町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表で説明しますので、資料つづりの14ページをお開きください。

医療保険制度における出産育児一時金については、国の緊急少子化対策の一環として、安心

して出産できる環境を整備する観点から、平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置として、それまでの35万から4万円を引き上げ39万円とされてまいりましたが、この23年4月以降も引き続き支給額を39万円とするものです。したがって、第7条にあります「35万円」を「39万円」に改正し、附則第2項にあります経過措置については、全文を削除いたします。

なお、産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合は、39万円プラス3万円で、原則42万円を支給することとなります。

この条例は、平成23年4月1日から施行されます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（鈴木元八君）

議案第19号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

では、議案つづりの13ページをお願いいたします。

議案第19号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

この条例改正につきましては、下水道事業を進めるに当たり、都市計画法第75条の受益者負担金を定める法律により、受益者となる皆様方に一定の御負担をお願いしているところでございますが、その負担区につきまして、一定の整備区域を1負担区として定めさせていただいて、受益者負担をお願いしているものでございます。

資料つづりの15ページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、現在、第1から第3負担区がございます。これに今回第4負担区を追加するもので、その金額については従前と同額としておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、次ページ、16ページには、新負担区、第4負担区を黒色にて、既負担区、第1負担区から第3負担区を薄い灰色にて表示させていただいております。今年度、認可を取得させていただいた上之郷地区の井尻地域から東部への整備計画区域50ヘクタール及び既に認可取得済みの伏見地区及び中地区の11ヘクタール、計62ヘクタールを新たに第4負担区として設定させていただくものです。

なお、この条例につきましては、平成23年4月1日より施行しようとするものであります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第20号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

議案つづりの14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

内容につきましては、昨年名鉄御嵩駅の西、さんさん広場の西側に600平方メートルほどの農地を借りまして、町民菜園を開設しております。

改正内容については、後ほど資料の方で説明させていただきます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の制定は、平成22年10月1日から適用するということになっております。

そうしましたら、資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表ですが、名称及び位置ということで、第2条の方に、今度地名じゃなくて、さんさん農園という名前をあえてつけまして、表中「さんさん農園、御嵩町中593番地の6」を追加しております。

それから、別表第4条関係ですが、表の中に同じく、さんさん農園、12区画です。約50平米ですが、年間使用料が1区画当たり2,000円という設定をしております。この農園を追加する条例でございます。

以上で説明を終わります。

議長（鈴木元八君）

続きます。議案第21号 工事請負契約の一部変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

それでは、議案第21号 工事請負契約の一部変更について御説明をいたします。

議案つづりは15ページ、関係する資料つづりは18ページ、19ページであります。

今回の工事請負契約の変更は、昨年3月の第1回定例会において議決されました上之郷難視聴地域へのケーブルテレビ網の敷設工事であります。この工事につきましては、昨年3月19日に契約を締結し、平成22年度へ事故繰り越しを行って工事を進めてまいっておりますが、工事が確定し、数量等の変更がありましたので、工事変更契約を行うものであります。

契約の目的、平成21年度御嵩町上之郷地区地域情報通信基盤整備工事。契約の金額、金9,754万5,000円を金9,221万1,000円に変更する。変更理由、工事変更による減額。4. 契約の

相手方は、可児市姫ヶ丘一丁目20番地、シンクレイヤ株式会社 岐阜営業所 所長 加藤節夫
であります。

詳細につきまして、資料つづり19ページで御説明をいたします。

今回の変更は、光ケーブル線の延長が当初予定より短い距離で済んだことによる数量の変更
による減額。また、増額原因としましては、河川、砂防占用申請業務の発生等であり、総額で
533万4,000円の減額に伴う工事請負契約の変更をするものであります。

18ページに工事請負仮変更契約書の写しを載せてありますので、後ほどお目通しのほどよろ
しく願います。

以上で、議案第21号について御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願
います。

議長（鈴木元八君）

続きまして、発議第1号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例の制定について、議会事務局長に朗読をさせます。

佐久間議会事務局長。

議会事務局長（佐久間英明君）

議案つづり16ページ、それから新旧対照表が資料つづりの20ページに掲載してあります。

それでは、議案を読み上げます。

発議第1号

御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成23年3月4日提出

提出者	御嵩町議会議員	大 沢	まり子
賛成者	〃	梅 原	勇
〃	〃	谷 口	鈴 男
〃	〃	亀 井	千 歳
〃	〃	佐 谷	時 繁

御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和37年条例第26号）の

一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表、第2条関係。区分、議長、議員報酬、300,000円、費用弁償、町長に支給する旅費の例による。副議長、245,000円、常任委員長及び議会運営委員長、230,000円、議員、220,000円。

附則、施行期日、1. この条例は、平成23年4月1日から施行する。

経過措置、2. この条例による改正後の御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。以上です。

議長（鈴木元八君）

朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

6番 大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

ただいま事務局長に朗読していただきました発議第1号について御説明を申し上げます。

地方議会改革が叫ばれる昨今であります。私たち御嵩町議会も改革への前進のために、議長の私的諮問機関と位置づけ、議会改革研究委員会を立ち上げ、任期満了までさまざまな角度から研究していくこととなりました。

そのような中で、今回提案させていただきました条例の一部改正は、現在、町内を旅行した場合に1日2,000円支給されております費用弁償につきまして、厳しい財政状況や今日的な時代の流れにもそぐわないことなどから廃止をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

続きまして、日程第7、議案の審議及び採決を行います。

議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

議長（鈴木元八君）

次に、議案第21号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 工事請負契約の一部変更について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

次の本会議は3月10日午前9時より行いますので、よろしくお願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さんでした。

午後1時36分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

